

第 9 期計画野洲市地域密着型サービス等整備事業に係る 公募型プロポーザル審査評価基準

1. 本書について

本書は、第 9 期計画野洲市地域密着型サービス等整備事業に係る公募型プロポーザルの提案書、価格調書及びプレゼンテーションの内容に基づき、評価する指標です。評価方法、評価項目及び評価基準を示します。

2. 参加資格審査（一次審査）

参加資格について、提出書類を評価対象とし、評価を行います。各評価項目は下記のとおりとし、基準を満たしていない場合は失格とします。

基準	評価	
	○	×
介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 70 条第 2 項の各号、第 78 条の 2 第 4 項の各号、第 115 条の 2 第 2 項の各号及び第 115 条の 12 第 2 項の各号に該当しないか。	—	失格
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないか。	—	失格
野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成 20 年野洲市告示第 88 号)に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成 16 年野洲市訓令第 33 号)に基づく指名停止を現に受けていないか。	—	失格
国税及び地方税を滞納していないか。	—	失格
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないか。	—	失格
直近の貸借対照表、又はこれに準ずる書類において債務超過になっていないか。(確実な事業実施と運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識経験を有しているか。)	—	失格

3. 事業等審査（二次審査）

(1) 評価項目

参加資格審査（一次審査）通過者を対象に、提出書類及びプレゼンテーションを評価対象とし、評価書を用いて評価を行う。各評価項目の配点は下記の通りとし、合計点数は 1000 点とします。

項目	配点（満点）
① 事業提案評価（事業内容）	450 点
② 事業提案評価（定員）	100 点
③ 価格評価	450 点
合計	1000 点

(2) 評価方法

審査は、「野洲市地域密着型サービス等整備事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施します。また、前述の①事業提案評価は、委員会の委員による評点をもとに採点を行います。全ての応募者のプレゼンテーション審査終了後、委員会による審査を行い、最高評点を獲得した応募者（最高評点を獲得した応募者が複数あった場合は、審査評価基準に基づく事業提案評価（事業内容）がより高かった応募者）を優先交渉権者とします。

(3) 評価内容・基準

① 事業提案評価（事業内容）

評点に倍率を乗じた値を配点とし、項目ごとに委員会の全委員の合計点を委員数で除した値の合計を事業提案評価（事業内容）の評価点とします。なお、小数第一位を四捨五入して算出します。

項目	評価の着眼点	評点	倍率	配点 (満点)
提案事業への 取り組み姿勢	事業計画の目的や取組への基本方針が募集の趣旨に合致したものか。	0～3 点	×15	45 点
	事業計画は、地域の立地や特性を活かした意欲的な提案となっているか。	0～3 点	×10	30 点
地域の活性化、 地域との協調性	土地周辺及び市域の地域活性化、地域福祉の向上などに効果が期待できる提案となっているか。	0～3 点	×10	30 点
	市や地域からの相談、連絡等の調整ができる体制が築かれ、地域と良好な関係が期待できる提案となっているか。	0～3 点	×10	30 点
	地域の景観への配慮が図られ、生活環境（騒音、振動、臭気等）への影響を及ぼ	0～3 点	×10	30 点

	すおそれのない提案となっているか。			
	財務状況は健全か。	0～3 点	×10	30 点
応募者の健全性、実績・実施体制、事業の実現性・継続性	実績や経験は事業提案に活かすことができるか。	0～3 点	×15	45 点
	必要な資金の概算、収支計画、資金調達の方法（各種補助金や助成を含む）は、確実性のある適正な内容か。	0～3 点	×15	45 点
	従事予定職員の採用は、実現可能な計画で、継続性があるか。	0～3 点	×20	60 点
	事業提案の実現性、継続性は期待できるか。	0～3 点	×15	45 点
独自提案	・当市の課題を解決するための具体的な提案であるか。 ・独自提案の実現性、継続性は期待できるか。	0～3 点	×20	60 点
合計				450 点

評価	基準	評点
A	要求以上の水準となっている。	3 点
B	要求を満たしている。	2 点
C	要求を一部満たしていない。	1 点
D	要求を満たしていない。提案されていない。	0 点

② 事業提案評価（定員）

以下の算定式で事業提案評価（定員）の評価点を算出します。

項目	基準	評点	配点 (満点)
介護保険法第 8 条第 18 項に規定する「認知症対応型通所介護」・介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する「介護予防認知症対応型通所介護」の定員について	12 人である。	50 点	50 点
	6 人である。	30 点	
	3 人である。	10 点	
介護保険法第 8 条第 20 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」・介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」	18 人である。	50 点	50 点
	9 人である。	20 点	
			100 点

③ 価格評価

以下の算定式で価格評価点を算出します。最低売却価格は110,000,000円です。
なお、小数第一位を四捨五入して算出します。

買受希望価格が、最低売却価格を下回った場合は失格です。

$$\text{価格評価点} = 450 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募者の買受希望価格}}{\text{応募者（失格者を除く）の中で最も高い買受希望価格}}$$